

## 別表十三（七）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が措置法第66条（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の84（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 この明細書は、交換した資産の種類ごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。